

➤ 株式会社オービックビジネスコンサルタント

当行は、上記の電子決済等代行業者との間で契約を締結しており、銀行法第52条の61の10第3項に基づき、電子決済等代行業者との契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に生じた損害賠償責任の分担について

- (1) 電子決済等代行業者は、本サービスに関して利用者に損害が発生したときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。但し、当該損害が預金等の不正な払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会等が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとし、
- (2) 電子決済等代行業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、電子決済等代行業者が利用者に賠償又は補償した損害を当行に求償することができます。
- (3) 電子決済等代行業者が第1項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償または補償した場合において、当該損害が当行又は電子決済等代行業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたときは、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行及び電子決済等代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとし、
- (4) 当行は、本銀行機能若しくは本回線に関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、電子決済等代行業者に求償することができます。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置について

- (1) 電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、電子決済等代行業者サービスの利用規約に従って取り扱います。
- (2) 電子決済等代行業者は、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行うものとし、
- (3) 電子決済等代行業者による利用者情報の取扱いや安全管理措置が不適切であると客観的かつ合理的な事由により判断した場合、当行は、接続を停止すること又は契約を解除することができます。

3. 電子決済等代行業再委託者(銀行法施行規則第34条の64の9第3項に該当する事業者をいいます)が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置について

- (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対して、利用者情報を提供する場合、自らが当行に負う利用者情報の適正な取扱い及び安全管理に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。
- (2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
- (3) 当行は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業再委託者に対する指導又は改善が不適切であると客観的かつ合理的な事由により判断した場合、接続を停止すること又は契約を解除することがあります。

以上